

# 院内感染対策指針

## 1. 基本理念

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための日常の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。東急病院（以下「当院」とする）においては、本指針により院内感染対策を行なう。

## 2. 医療機関内における感染対策のための委員会等

病院長が積極的に感染対策に関わり、院内感染防止対策委員会およびICTが中心となって全ての職員に対して組織的な対応と教育・啓発活動をする。

院内感染防止対策委員会は、病院長の諮問機関であり、検討して諮問事項は病院長に答申され、運営員会での検討を経て、日常業務化する。

ICTは、病院長の直接的管理下にある日常業務実践チームであり、病院長が一定の権限を委譲し、同時に業務を課し、組織横断的に活動する。

### (1) 病院長

答申事項に関し、運営員会での検討を経て、必要なICT業務を決定し、日常業務として指定する。

### (2) 院内感染防止対策委員会 infection control committee (ICC)

①関係各部門責任者およびICT代表者を構成員として組織する。

②1ヶ月に1度の定期的会議を開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催する。

#### ③審議事項

- a. 院内感染対策の検討・推進
- b. 院内感染防止の対応および原因追及
- c. 院内感染対策等の情報収集および分析
- d. 院内感染防止等に関する職員教育・研究
- e. その他、院内感染対策に関する事項

### (3) ICT: infection control team について

①医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務職員を構成員として組織する

②院内感染発症防止のため迅速かつ機能的に活動を行う

### (4) AST: Antimicrobial Stewardship Team) について

①内科または外科医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務員を構成員として評価する。

②抗菌薬適正使用に関するモニタリング評価、フィードバック等の介入を行なう。

## 3. 院内感染に関わる従事者に対する研修

(1) 就業時の初期研修は、ICTあるいはそれに関わる十分な実施経験を有する指導者が適切に行なう。

(2) 継続的研修は、年2回程度開催する。また必要に応じて臨時の研修を行なう。

これらは職種横断的に開催する。学会、研究会、講習会など、施設甲斐研修を適宜施設内研修に代えることも可とする。

- (3) 学会、研究会、講習会など施設外研修を受けたものの伝達講習を、適宜施設内研修に代えることも可とする。
- (4) ラウンド等の個別研修あるいは個別の現場介入を可能な形で行う。
- (5) これらの諸研修の開催結果、あるいは施設外研修の参加実績（開催または受講日時、出席者、研修項目）を記録保存する。
- (6) 研修会のうち2回の内容は、全職員が同じものを100%受けられるよう工夫する。

#### 4. 感染症の発症状況の報告に関する基本方針

院内で発生した感染症の発症状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集し、的確な感染対策が実施できるよう各種サーベイランスを実施する。

- (1) MRSAなど耐性菌サーベイランス
- (2) 伝播力が強く、院内感染対策上問題となる各種感染症サーベイランス
- (3) 外来、入院病棟におけるインフルエンザ検査数および陽性患者数のサーベイランス
- (4) カテーテル関連血流感染、尿路感染など対象限定サーベイランス

#### 5. アウトブレイクあるいは異常発生に関する基本方針

- (1) 各種サーベイランスをもとに院内感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し、制圧の初動体制を含めて迅速な対応がされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行なう。
- (2) 臨床微生物検査担当部署と協力し、検体からの検出菌の薬剤耐性パターンなど解析を行って、病学情報を日常的にICTおよび臨床側へフィードバックする。
- (3) アウトブレイクあるいは異常発生時に、その状況および患者への対応等を病院長に報告をする。  
アウトブレイク対策専門の対策委員会を設置し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案のうえ全職員へ周知徹底を図る。
- (4) 報告の義務付けられている病気が特定された場合には、速やか内保健所へ報告する。

#### 6. 患者等への情報提供と説明に関する基本方針

- (1) 職員は患者との情報共有に努め、患者およびその家族から本指針の閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。
- (2) 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明し、理解を得たうえで協力を求める。

#### 7. その他の院内感染対策推進のための基本方針

- (1) 手指衛生  
感染対策の基本であり、WHOの推奨する5つの瞬間を踏まえ、これを遵守する。

(2) 微生物汚染経路社団および交差感染の防止

スタンダードプリコーションおよび感染経路別予防策を実施する。適切な个人防护具（PPE : pesonal protective equipemnt）を適切に配備し使用する。

(3) 予防接種

予防接種が可能な感染性疾患に対しては、接種率を高めることが最大の制御策である。

① B型肝炎、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、インフルエンザ等について積極的にワクチン接種を推奨する。